

2019年度の「下限予定利率」・「最低積立基準額の算定に用いる 予定利率」の推計値について

2018年12月発行の10年国債の応募者利回りが決定したことを受けて、DB・厚生基金において、財政計算の基準日が2019年度となる場合の「下限予定利率」を推計しました。

併せて、2018年12月発行の30年国債の応募者利回りが決定したことを受けて、DB・厚生基金において、最低積立基準額を算定する際の基準日が2019年度中となる場合の「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」を推計しましたので、ご案内いたします。

* 本資料では、「確定給付企業年金」を「DB」、「厚生年金基金」を「厚生基金」と表記します。

【内容】

- I. DB・厚生基金における、2019年度の「下限予定利率」の推計値について
- II. DB・厚生基金における、2019年度の「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」の推計値について

年金NEWSに関する照会先

TEL : 03-5533-5572

[受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く。）]

E-mail : kikinmadoguti@nissay.co.jp

本資料は、作成時点における信頼できる情報にもとづいて作成されたものですが、その情報の確実性を保証するものではありません。
本資料に含まれる会計・税務・法律等の取扱いについては、公認会計士・税理士・弁護士等にご確認のうえ、貴団体自らご判断ください。

ホームページアドレス <http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/report.htm>

◇2018.12.14 日本生命保険相互会社 団体年金コンサルティングG 発行(日本-年基-201812-170-0585-D)

I. DB・厚年基金における、2019年度の「下限予定利率」の推計値について

○2018年12月発行の10年国債の応募者利回りが決定したことを受けて、DB・厚年基金において、財政計算の基準日が2019年度となる場合の「下限予定利率」は、以下のとおりと推計されますので、ご案内いたします。

○なお、例年どおりであれば、2019年3月頃に、DBについては告示、厚年基金については通知で、厚生労働省より正式に公表されるものと考えられます。

下限予定利率（当社推計）

⇒ 財政計算の基準日が**2019年度**となる場合：**0.0%**

【「下限予定利率」の推移】

| 年 度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 (推計) |
|------|--------|--------|--------|--------|----------------|
| 予定利率 | 0.5% | 0.3% | ▲0.1% | 0.0% | 0.0% |

<「下限予定利率」の推計>

- ・「下限予定利率」は、直近5年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均、又は直近1年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均のいずれか低い率を基準として、厚生労働大臣が定めることとされています。
- ・今回決定した2018年12月発行の10年国債の応募者利回りは、0.074%となったことから、
10年国債の応募者利回りの直近1年平均：0.082%
10年国債の応募者利回りの直近5年平均：0.212%
となります。
- ・この結果に基づき、「下限予定利率」を「0.0%」と推計しています。

Ⅱ. DB・厚年基金における、2019年度の「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」の推計値について

○2018年12月発行の30年国債の応募者利回りが決定したことを受けて、DB・厚年基金において、最低積立基準額を算定する際の基準日が2019年度中となる場合の「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」は、以下のとおりと推計されますので、ご案内いたします。

○なお、例年どおりであれば、2019年3月頃に告示で、厚生労働省より正式に公表されるものと考えられます。

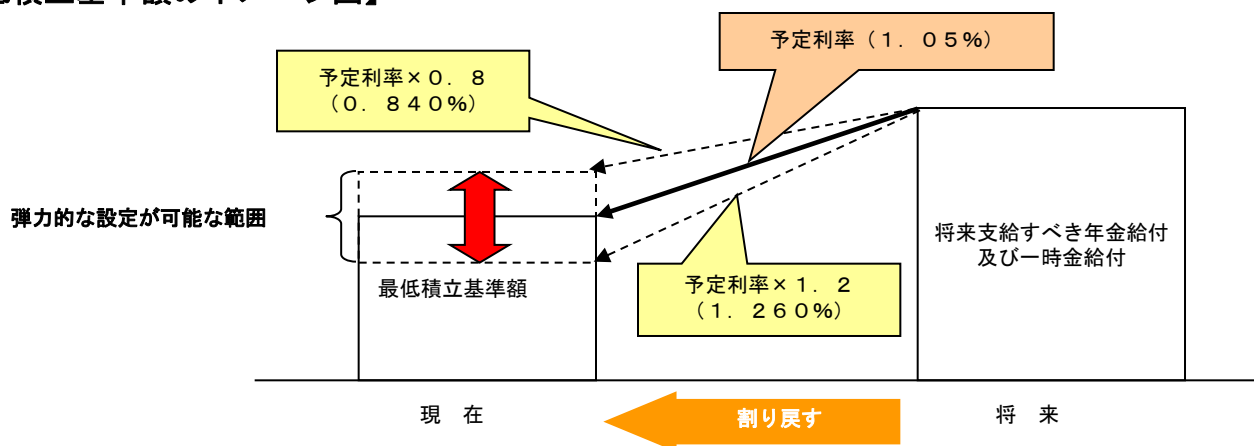
最低積立基準額の算定に用いる予定利率（当社推計）

⇒ 最低積立基準額を算定する際の基準日が2019年度となる場合：1.05%

【「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」の推移】

| 年度 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 (推計) |
|------|-------|-------|-------|-------|--------------|
| 予定利率 | 1.90% | 1.76% | 1.46% | 1.24% | 1.05% |

【最低積立基準額のイメージ図】



(注) 当予定利率に、0.8以上1.2以下の数値を乗じて得た率を「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」とすることも可能です（「図」を参照。）。ただし、厚年基金・基金型DBは代議員会の議決、規約型DBは労働組合又は被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得る必要があります。

なお、厚年基金は、2019年4月1日以降、0.8以上1.2以下の数値を乗じて得た率を「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」とすることが不可になる予定とされています。

<「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」の推計>

- ・「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」は、30年国債の直近5年の利回りを勘案して厚生労働大臣が定めることとされています。
- ・2018年12月発行の30年国債の応募者利回りが0.794%となったことから、直近5年平均利回りは1.048%となります。
- ・この結果に基づき、「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」を「1.05%」と推計しています。